

10年間の昇給の保証、資格手当など協議事項を確認 労働組合に加入して、労働条件の改善を実現しよう!



6月21日、病院支部は衛生局支部とともに病院経営本部と、10年間都制度での昇給を保証する経過措置や、独法後も労使で引き続き協議する事項（資格手当や人事考課制度、定年引上げ、夜間タクシー代など）を確認した覚書を結びました。

10年間の昇給の保証は、「都職員引継規定」に明文化され、覚書では「誠意をもって確認事項の実現に努める」と確認されました。

新法人での労働条件として示された人事考課制度は、より成果主義の度合いが強くなっています。成果主義には、評価が難しい、チームワークが悪くなるなど問題点が従来から指摘されています。チームワークが基本である病院職場で、成果主義がはたして機能するのか十分な検証が必要です。また資格手当については設立時からスタートするのは看護師だけでコメディカルについては、今後制度の委細をこれから決めていくことになります。看護師の看護職員等処遇改善事業（地域でコロナ医療など一定の役割を担う病院に勤務する看護職員の賃金を引き上げる制度）も、諸物価が高騰している現在、非常に重要な検討事項になります。

これらの引き続き協議していく事項で、労働条件を改善していくためには、強い労働組合の力が必要です。まだ組合に入っていない方は、これを機会にぜひ労働組合に加入しましょう。



あなたの職場健康度チェック



独法化に伴う ろうきん給与天引きの変更について

7月の独法化に伴うシステムの変更により、ローン返済の給与天引きができなくなります。

ろうきんでローンを組んで毎月、給与天引きで返済している方、預金をしてる方が対象になります。このサービスを利用されている方には、直接ろうきんから通知・連絡があります。変更後の対応について担当の方とよく相談してください。今後とも組合とろうきんを活用して暮らしの安心を。

財形預金は引き続き給与天引きされます。



発行 都庁職病院支部

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎32階 直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713
E-mail: mail@t-byoinsibu.jp URL: http://www.t-byoinsibu.jp

@Byoinsibu_Tocho 都立病院のお役立ち情報を発信しています
あなたの職場の健康度は? いますぐチェック →



LINE@
都庁職病院支部

職場の悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です



都立病院で働くしぶ子さんが
つぶやいています。
共感することもあるはず!

#看護師のしぶ子さんと検索